

令和8年度世界と岩手をつなぐ国際人材育成推進事業費 「高校生北米派遣事業業務委託」 企画競争（コンペ方式）審査要領

1 審査

審査は、「令和8年度世界と岩手をつなぐ国際人材育成推進事業費 高校生北米派遣事業業務委託」企画競争（コンペ方式）審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。

2 審査方法

- (1) 「令和8年度世界と岩手をつなぐ国際人材育成推進事業費 高校生北米派遣事業業務委託」の企画競争（コンペ方式）における、企画提案書その他の書類の審査及びプレゼンテーション（以下「応募書類等」という。）の提案事項に基づき、企画提案者の提案事項が有効であり、確実な業務の実施が期待できるかという視点により、定量化審査を行うこととする。
- (2) 審査委員会の各委員は、応募書類等に基づき、「5 審査基準」の各審査項目について、下表の審査基準により得点化するものとする。

評価	審査基準	得点
A	当該項目に関して特に優れている	配点×1.0
B	当該項目に関して優れている	配点×0.8
C	当該項目に関して十分である	配点×0.6
D	当該項目に関して不十分である	配点×0.0

- (3) 審査委員会の各委員は、上記により定量化した内容を、別途定める「企画提案審査票」に記載するものとする。
- (4) 上記の定量化審査による総平均得点が65点以上の場合に、委託業務を確実に実施できる能力を有している者と認め、総平均得点が最も高い者を受託候補者とする。
- (5) 受託候補者が二者以上の場合、次の審査項目順に評点が高い者を受託候補者として決定することとする。
- ア 短期留学期間における生徒の安全の確保、危機管理体制及びその実効性に関する配点数（審査基準1 生徒及び職員の安全の配慮及びその実効性 40点）
- イ 研修プログラムに関する配点数（審査基準2 研修プログラムに関すること 50点）
- (6) 定量化審査による総平均得点が65点未満の場合には、審査委員会において協議の上、候補者とするか否かを決定することとする。

- (7) 参加者が1者のみである場合においても、委員会で応募書類等に基づく審査を実施し、委託先にふさわしいか否かを評価する。

3 契約予定人の決定

岩手県教育委員会は、審査委員会による審査結果を尊重し、契約予定人を決定する。

4 審査結果の通知及び公表

企画競争（コンペ方式）の結果は、応募者に文書で通知するとともに、県のホームページに掲載して公表する。その際、審査委員会の委員氏名は公表しないものとする。

5 審査基準

審査基準	審査項目	審査内容	配点	
1 生徒及び職員の安全の配慮及びその実効性	旅行中における生徒及び職員の安全面を十分配慮した上で危機管理体制を設定し、かつ、その実効性を有しているか	現地の特徴（風土・習慣等）、気象環境の特徴、犯罪・治安状況を十分把握しているか、情報源は客観的に認められるものか	10	40
		危機管理体制をどう設定し、非常時・災害時にどう実行するか、マニュアルを有しているか	10	
		現地における事故・災害時における初動体制は確実に確保され即時対応できるか	10	
		毎日の研修先までの移動方法の確保、及び移動時の事故発生時はどう対応するか、事故に対する保障内容・保障水準は明確か	10	
2 研修プログラムに関すること	英語研修プログラムに関すること	語学学校の所在地、環境、研修プログラム内容等について本業務の実施に適しているか	10	50
	ホームステイに関すること	ホームステイの確保、決定、マッチング、トラブル対応等、本業務の実施に適しているか	10	
	事前研修等に関すること	事前研修や保護者説明会等が充実しているか	10	
	受託実績に関すること	本業務と同様の受託実績を有しているか。また、その内容はどうか	10	
	県との連絡調整等について	事業実施前や事業実施中における連絡や調整等がスムーズに行える状況にあるか	10	
3 確実な業務の実施にあたり経費積算の妥当性	参考見積の額及び積算に関すること	事業の積算に係る単価や経費が妥当であり、業務の提案内容と整合性がとれているか	10	10
計			100	